

特集：朝鮮半島

国際シンポジウムの記録：朝鮮戦争をいかに克服するか―「朝鮮国連軍」を問い直す
国際シンポジウムにおけるコメント

「北東アジア非核兵器地帯」設立への問題意識から

梅 林 宏 道

(PRIME 研究員／NPO法人ピースデポ)

一つの余談から始めたい。私は1972年から20年ほどのあいだ、在日米軍基地に反対し撤去を求める市民運動に力を注いでいた。そのために多くの米本土や日本の米軍基地を訪問し、現地調査や文献調査に取り組んでいた。李時雨さんの講演の中で多くの在日米軍基地の写真を見せて頂いて、かつての活動を懐かしく思い出した。そんな中で一つコメントしたいと思った。ホワイトビーチの電源に関してである。

日本には、米海軍の原子力潜水艦の寄港が許される米軍基地が3つある。ホワイトビーチはその一つである。米海軍は原子力潜水艦を外国の港に入港させるときに、原子炉を止めるルールをもっている。日本では、それは協定になっている。原潜の推進用原子炉は多くの場合、原子炉を止めた後も相当期間、冷却を続けなければならない。したがって寄港地では冷却を続けるための電源が埠頭に必要になる。つまり、原子力潜水艦の寄港地における電源というのは致命的に重要な装置である。埠頭の電源喪失はメルトダウンという重大事故につながる可能性がある。横須賀に原子力空母が母港化されるとき、新電源の設置が重要な問題になった。

さて、本題に移りたい。どの講演も内容が豊富で、多くを学ぶことができた。最初に、朝鮮戦争に関する私自身の問題意識を述べたい。その後、それぞれの講師へのコメントや質問を述べたい。

北東アジア非核兵器地帯の意義

戦後日本の平和体制の中に恥ずべき根本的な問題点が二つあると、私は考えてきた。このことは、先ほど紹介された拙著『在日米軍』（岩波新書）でも冒頭に述べたことである。一つは、唯一の戦争被爆国と言いながら、アメリカの「核の傘」に頼っていること。つまり日本の防衛のためには核兵器が必要だと主張しアメリカの「核の傘」によって国を守る政策をとっている。被爆体験を強調し、非人道的兵器であるとして核兵器廃絶を訴えながらそれに頼るという二重基準を続けている。もう一つは、憲法9条のもとで専守防衛という厳しい制約をもった防衛政策をとっていると対外的に主張しながら、米軍の攻撃力に頼っていることである。専守防衛は平和政策の理念ではなく、「日本は盾、アメリカは槍」という軍事分担によって見せかけの合憲を装う手段になっている。これら二つは、いずれも日米安保体制と密接に関係するものであるが、戦後日本の平和体制の根の深い問題点を示している。

この根の深い矛盾を乗り越えなければならないというのが、私の長年にわたる中心的な問題意識であった。その結果、1990年代の半ば頃から、北東アジア非核兵器地帯の構想が、理論的にも実践的にも、この矛盾を解くための具体的な入口になると考えるようになった。

初期における私の「北東アジア非核兵器地帯」

構想は、日本と韓国と朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)の三つの国の領域が非核国として地理的な地帯を形成し、アメリカと中国とロシアが、地帯を尊重して核兵器の配備や核攻撃・攻撃の威嚇をしないという、「スリー・プラス・スリー」構想であった⁽¹⁾。(最初の「スリー・プラス・スリー」構想は非核の3か国による3か国条約に核保有の3か国が議定書で参加する構想であったが、後に条約本体で6か国が合意する6か国条約の構想に改訂された⁽²⁾。)すでに世界には五つの国際条約によって非核兵器地帯が形成されている。そのいずれにおいても、その地帯が非核であることを誓約すると同時に、核の丸腰である地帯に核攻撃をすることは理に反するという趣旨で、核兵器国が核攻撃・攻撃の威嚇をしないと誓約する「消極的安全保証」の議定書が条約に付随している。つまり、非核兵器地帯は核がない地帯であると同時に核攻撃をしてはならない地帯でもある。したがって、日本は中国やロシアからの核の脅威に対して米国の「核の傘」への依存政策をとっているが、北東アジア非核兵器地帯を形成すれば、「核の傘」によってではなく、協調的な国際条約システムによって核の脅威から自由になることができる。

また、核兵器地帯は、これによって地域の緊張緩和を進める第一歩となる。とりわけ、北東アジアにおいては、後述するように非核兵器地帯の形成努力は、地域の軍事的緊張の一因となっている朝鮮戦争以後の冷戦構造を課題として含むものになるだろう。その意味で、非核兵器地帯設立は、在日米軍の役割を減らし、日本が真の意味で専守防衛国家になる条件を作り出すことになる。これは上述の戦後日本の平和体制における第二の問題点を克服する道となる。

では、非核兵器地帯を政府の安全保障政策の選択肢として魅力あるものにする条件とは何であろうか？この点に関して、大きく貢献したのは、著

名な米国の政治学者であり大統領の特別補佐官を務めたこともあるモートン・ハルペリン博士の2011年の論文であった⁽³⁾。ハルペリンは、核兵器問題と密接に関係する地域の懸案の一つのパッケージにして同時解決する「包括的安全保障協定」の構想を打ち出した。そのパッケージの中には停戦状態にある朝鮮戦争を終結させる平和協定を締結すること、すべての国が平等なエネルギー開発の権利を有することの確認など6項目が含まれており、6項目の一つとして非核兵器地帯の設立が組み込まれた。その後、長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)が設立されるとともに、ハルペリンの包括的アプローチをさらに発展させる研究活動が行われた。ハルペリン自身を含め、米国、韓国、中国、ロシア等の研究者を交えたワークショップを三度重ねた後に「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」の提案が行われた⁽⁴⁾。包括的枠組み協定においては、次の4項目が含まれた。

- (1) 朝鮮戦争の戦争状態の終結を宣言し、相互不可侵・友好・主権平等などを規定する宣言的条項。
- (2) 核を含むすべての形態のエネルギーにアクセスする平等の権利を謳い、「北東アジアにおけるエネルギー協力委員会」を設置。
- (3) 北東アジア非核兵器地帯を設置するための条約。
- (4) 協定の履行と将来的な安全保障協議のために常設の北東アジア安全保障協議会を設置。

このように、北東アジア非核兵器地帯の設立を追求する私たちの努力において、朝鮮戦争を終わらせるというテーマは避けて通れないものであった。ひいては、このテーマは北東アジアの協調的安全保障を考えるときにも避けて通れない課題でもあるだろう。今回のシンポジウムのテーマは朝鮮国連軍という切口であるけれども、私は以上のような関心から、討論に参加させて頂いた。

以下に個々の講演についてコメントや質問を行いたい。

講演者へのコメントと質問

李時雨さんの講演では最後の締めくくり部分で話された「朝鮮半島の平和協定が締結されることで、国連軍司令部が同時に解体されるという道もある」という趣旨の部分に関心をもった。この言葉からは、国連軍司令部の解体そのものを追求するという道が、優先的に李さんの念頭にあるように感じられた。あるいはもっと積極的に国連軍司令部の解体を訴えられたのかも知れない。どちらが先という議論ではないのだと思うが、国連軍司令部解体を実践的な課題として考えたときに、平和協定の締結を目指すアプローチよりも「解体アプローチ」の方が望ましい、有利である、あるいは突破しやすいというような側面について、見解をお伺いしたい。日韓の民衆連帯という観点から有利だという理由があるのかも知れない。

高一さんのお話に関しては、70年代の停戦協定の話について、初めてながら多くを学ぶことができた。その話題を今日に照らして考えるとき、当時は東西冷戦という国際関係の大きな枠組みの中で、朝鮮国連軍の問題、あるいは停戦協定の平和協定への移行という問題が置かれていた。しかし、今日ではそのような枠組みがなくなっている。当時とは異なる国際的条件の中で、この問題を考えることになる。したがって逆に言えば、当時、冷戦という枠組みが、停戦協定に関する議論の背後において、具体的にどのように枷となって働いていたのかを知ることが、今日の参考になると考えられる。この点に関するご意見を伺いたい。

最後に高林さんにお尋ねしたい。他の方にも関係がある質問かも知れないので、他の方々からもご意見があればお伺いしたい。今日においては、日本政府・自衛隊と米国政府・米軍との関係は極めて深く、軍事協力体制においては、周辺事態法、

武力攻撃事態法、そして今度の2015年安保法制へと進展してきた。日本の自衛隊の米国の戦争政策との一体化は、日本の国内法の裏付けを備えた日米新ガイドライン（2015年）によって極めてストレートなものになっている。その結果、日本の朝鮮有事への関与を問題にすると、私の頭の中では、国連軍後方司令部が日本にあるということを紹介させなくても、ストレートに問題視できるし、実態をともなった危機感を生む状況になっている。もちろん、そのとき国連軍後方司令部が日本にあることによって何が起こるかということ、改めて熟考しなければならないことはよく理解できた。そのうえで、日本の実質的な関わり方という点において何が本質的に変わってくるのかがよく理解できなかった。国際関係に関わる問題とか、国際法の関係とかがあるのだろうか。その辺の具体的な意味合いを教えてください。

註

- (1) Hiromichi Umabayashi, "A Northeast Asia NWFZ: A Realistic and Attainable Goal," *INESAP Bulletin* No. 10, August 1996.
http://www.inesap.org/sites/default/files/inesap_old/bulletin10/bull10art03.htm
- (2) Hiromichi Umabayashi, "Proposal of A Model Northeast Asia Nuclear-Weapon Free Zone Treaty," *Peace Depot Working Paper* No.1 E, November, 2005
<http://www.peacedepot.org/wp-content/uploads/2016/12/workingpaper1.pdf>
- (3) Morton H. Halperin, "A Proposal for a Nuclear Weapons-Free Zone in Northeast Asia," *Global Asia* Vol. 6, No.4, winter 2011.
- (4) 梅林宏道、鈴木達治郎、中村桂子、広瀬訓「提言：北東アジア非核兵器地帯設立への包括的アプローチ」、長崎大学核兵器廃絶研究センター、2015年3月

[http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/bd/
files/Proposal_J_honbun.pdf](http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/bd/files/Proposal_J_honbun.pdf)